

改正

昭和56年12月26日条例第30号  
昭和58年1月31日条例第3号  
昭和60年3月31日条例第6号  
平成3年12月26日条例第24号  
平成4年3月31日条例第7号  
平成6年3月31日条例第12号  
平成6年11月8日条例第24号  
平成7年3月31日条例第9号  
平成10年10月23日条例第26号  
平成11年3月31日条例第6号  
平成14年3月29日条例第18号  
平成16年7月9日条例第7号  
平成17年3月28日条例第6号  
平成18年3月31日条例第10号  
平成18年9月25日条例第45号  
平成18年12月21日条例第52号  
平成20年3月28日条例第6号  
平成20年3月28日条例第15号  
平成21年3月27日条例第9号  
平成24年3月28日条例第11号  
平成26年3月28日条例第10号

ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第1条の2 この条例において「児童」とは、18歳未満の児童及び18歳に達した日から、その日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童が父又は母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、規則で定める程度の障害の状態にあるときは除く。）に養育されているときは、除く。

- (1) 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

(4) 父又は母の生死が明らかでない児童

(5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であつて、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 父又は母が監護しない前項に掲げる児童

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に居住地を有する者のうち次の各号に掲げるものとする。

(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、対象者のうち老人医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第41号）の規定により医療費の助成を受けることができる者は、医療費の助成を受けることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者

(3) 身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第40号）の規定により医療費の助成を受けることができる者

(4) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者

(5) 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院している者（通所している者を除く。）

(所得の制限)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、対象者としな  
い。

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（1月から6月までの間に新たに適用を受けようとする者にあつては前々年所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治31年

法律第9号)第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則に定める額以上であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

3 第1項において、計算される所得の範囲及び所得の額の計算方法については、規則で定める。

4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の計算方法について規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定された額未滿となる者は、除く。

(医療費の助成)

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)の規定により、療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費(指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。)及び家族療養費について保険給付が行われた場合(食事療養及び生活療養に係る給付を除く。)における療養に要する費用の額のうち対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯主又は組合員であつた者を含む。)又は社会保険各法による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。)(以下この項においてこれらを「対象者等」という。)が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額をひとり親家庭医療費として助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払つた一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもつて給付が行われたとき。

3 市は、対象者が市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局(以下「契約医療機関」という。)で医療を受けた場合には、ひとり親家庭医療費として当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該契約医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該契約医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた者に対し、ひとり親家庭医療費の助成があつたものとみなす。

(医療証の申請等)

第4条 ひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者は、規則で定める手続に従い、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づいて、ひとり親家庭医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に規則で定める医療証を交付するものとする。

(助成の開始)

第5条 ひとり親家庭医療費の助成は、前条第1項の規定による申請のあつた日の属する月の初日から開始する。

2 申請者が災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、ひとり親家庭医療費の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなくなつた日の属する月の初日から開始する。

(医療証の提示)

第6条 医療証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、契約医療機関に医療証を提示しなければならない。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したひとり親家庭医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭医療費の助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第9条 ひとり親家庭医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(届出の義務)

第10条 受給者は、規則で定めるところにより、居住地、氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第2項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(申請等に係る経過措置)

2 施行日において対象者であるべき者は、施行日前においても、施行日に対象者であることを条件として、母子家庭医療費の助成について第4条第1項の規定に

よる申請の手続をとることができる。

- 3 前項の手続をとった者が施行日において対象者であるときは、その者に対する母子家庭医療費の助成は、第5条の規定にかかわらず、施行日から開始する。

(医療費助成の対象者の特例)

- 4 平成10年7月31日に医療証の交付を受けていた者のうち、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第224号)の施行により、平成10年11月1日以後において第2条第1項の対象者に該当しないこととなるものであつて、当該改正前の児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項から第4項までの規定を適用した場合に第2条第1項の対象者に該当することとなるものについては、平成10年11月1日から平成11年10月31日までの間は、同項に規定する対象者とみなす。

附 則(昭和56年条例第30号)

この条例は、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律(昭和56年法律第86号)の施行の日から施行する。(施行の日=昭和57年1月1日)

附 則(昭和58年条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第6号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第24号)

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第7号)

この条例は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第12号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の母子家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年10月1日(以下「適用日」という。)から適用し、適用日前に入院していた者に係る適用日の前日までの入院医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成7年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の母子家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の入院医療に係る医療費について適用し、施行日前に入院していた者に係る施行日の前日までの入院医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第26号)

この条例は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第6号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の母子家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後のひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後のひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第45号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後のひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第52号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後のひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第6号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第15号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第9号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第10号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。